


- 4 . 我が国の防衛関係の論文公開の基準等に関する調査

Study on Information Disclosure Guide Line of the report accomplished by JDA to Outside of Agency

 キーワード	防衛政策、防衛技術、情報公開、
Key Word	Defense Policy, Defense technology, Disclosure,

1. 調査の目的

国の安全保障やセキュリティに関わる研究において、その成果に関わる論文発表については様々な理由からの公開制限が存在する。現在、防衛庁などで実施されている論文発表に対する許諾の現状、その制度的な仕組み、運用の実態などについて概括的な調査を行い、今後、安全保障やセキュリティに関わる研究において研究論文を学会などに発表する場合の許諾の基準を整備するための参考とするものである。

2. 調査研究成果概要

(1) 調査内容について

上記の目的を達成するために、防衛庁関係者、契約事業者の関係者などからのヒアリング、発表された文献などの調査を踏まえて、次の内容の調査を行った。

- 1) 防衛庁における研究論文など外部発表の制度・運用規則等の概況
- 2) 防衛庁における研究論文など外部発表の実際上の運用実態概況
- 3) 防衛庁、自衛隊、防衛大学校などにおける研究論文など外部発表の事例 など

(2) 調査結果の概要

外部発表については、技術研究論文を含めて「部外に関する意見の発表」という概念で全体が取り込まれている。昭和56年に官房長名で「部外に対する意見の発表について（通知）」とする通知が出されている。「部外に対する意見の発表について」で中心とされたことは防衛庁の政策と食い違う見解を外部に発表することへの防衛策であり、技術的情報の問題とは異なる文脈からの懸念である。技術的情報の問題に関しては主として技術研究本部が扱っている。また外部発表に関連するものとしては秘密の保全対策がある。秘密漏えい事件を契機に平成12年に秘密保全等対策委員会を設置し、更に総合的に検討を深め、秘密が取り扱われる環境、秘密に対する外部からの脅威、秘密保全に関係する組織及び秘密を取り扱う職員という四つの点について、見直しを行い各種の改善策をとりまとめた。数次にわたる改正を経て手続が一層強化されてきた。防衛庁の技術研究の主要対象が装備品であるために防衛機密との関係で、外部発表に関しては大きな制約があることに留意しなければならない。

「一般に学会論文は査読によって掲載の可否が判断される。この場合、学会などは複数の査読者が秘密保全に適していない場合もある。このために「査読」のある学会誌への寄稿は査読投稿の伺い申請、本論文の申請の二重の手間がかかる。

外部発表申請に対する審査の要点として「職員が研究論文等を部外へ発表する場合の事務処理について（通達）」第5条に提出された申請書及び研究論文等について検討審査すべき事項として、次の事項が挙げられている。

(1) 秘密保全に関する達

- (2) 職務発明に関する訓令
- (3) 技術的水準の妥当性に関すること。
- (4) 装備品等の技術研究開発に関する訓令
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部外へ発表することが適当でないとい認められる事項

秘密区分基準 秘密区分は、極秘、秘、注意、部内限りの 4 分類に区分されている。一般的に外部発表は「部内限り」以下の秘密の程度のものが申請に該当する。この区分の具体的内容は次の通り。

	区 分	内 容
1	極秘	現有装備品又は試作品に関する主要性能を示す数値データ
2	秘	現有装備品又は試作品に関する主要性能を示す数値データが推定され得る定性的データ及び特に秘密の保全が必要なもの
3	注意	上記以外のもので、関係者以外の者（当該事業に関与しない職員）にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれがあるもの
4	部内限り	第 1 項、第 2 項以外のもので、防衛庁職員以外の者にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれがあるもの

「部外へ発表することが適当でないとい認められる事項」とは、

「将来装備品の機能性能を類推させる記述」は将来装備についての情報となるために特別に管理を厳しくしているものである。また武器技術に該当する語句、図等は自衛隊の軍事力のレベルを示すためにこれも禁止される。ただし、武器技術の概念が広いために低い武器技術に関して問題があるか疑問の声が高い。この問題は「武器輸出三原則」の論議にもよく論議される問題と重なる。諸外国の装備品等に関するもの及びその研究開発に係わるものについて公刊以外の情報によって知り得た情報については、関係者から口頭などで受けた情報あるいは諜報活動などを推測させるために、公開を禁止しているものである。

平成 10 年から平成 13 年までの 4 年間の外部への発表。

	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	計
論文等	72	31	53	55	201
講演等	97	70	75	80	322
計	169	101	128	135	523

外部発表において他省庁、例えば輸出管理（ワッセナーアレンジメント）に関して経済産業省と協議するケースがある。日米防衛技術協力協定における技術研究開発において米国への移転はこれに該当するからである。このように関係行政機関と調整すべき事項も存在する。